

知多南部衛生組合火葬場  
火葬炉設備工事事業者選定

審査講評

平成30年12月

知多南部衛生組合火葬場火葬炉設備工事  
プロポーザル選定委員会

# 目 次

1	整備事業の概要	1
2	プロポーザルの実施	1
3	選定委員会	1
4	選定の日程	1
5	技術提案書の審査と評価	2
6	参加表明及び技術提案提出者（参加表明順）	2
7	審査結果	2
8	総 評	2

## 1 整備事業の概要

- (1) 工事名称 知多南部衛生組合火葬場火葬炉設備工事
- (2) 工事場所 愛知県知多郡南知多町大字内海字檜木地内
- (3) 工事期間 平成 32 年 9 月～平成 34 年 3 月（予定）  
供用開始の目標を平成 34 年 4 月としている。
- (4) 設備概要 火葬炉 大型炉 3 基、動物炉 1 基

## 2 プロポーザルの実施

本組合の火葬場基本計画においては火葬炉設備の導入にあたり、安全性、環境性能及び経済性（イニシャルコスト並びにランニングコスト）を高い水準で実現することを目指すものだが、その目的を達成するための事業者選定（以下、「本プロポーザル」という。）にあたっては、技術力、専門性及び豊富な実績を有する事業者から幅広く提案を募集することにより、優れた提案を持つ事業者を選定することができる公募型プロポーザル方式を採用しました。

なお、参加表明及び技術提案は「知多南部衛生組合火葬場火葬炉設備工事プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が総合的に審査及び評価し、本工事に最も適した提案を行ったと認められる者を請負候補者として選定し、併せて予備候補者として次点者を選定しました。

## 3 選定委員会

事業者を選定するにあたり、その手続きを厳正かつ、公正に行うため、「知多南部衛生組合火葬場建設業務に係るプロポーザル方式実施ガイドライン」に基づき、選定委員会を設置しました。

- (1) 第 1 回選定委員会 平成 30 年 8 月 21 日（火）
- (2) 第 2 回選定委員会 平成 30 年 11 月 5 日（月）
- (3) 第 3 回選定委員会 平成 30 年 12 月 3 日（月）

## 4 選定の日程

項 目		日 程
公告、プロポーザル実施要領等の配布		平成 30 年 8 月 27 日（月）
参加表明書	質問受付期限	平成 30 年 8 月 29 日（水）
	質問回答	平成 30 年 8 月 31 日（金）
	提出期限	平成 30 年 9 月 3 日（月）
資格審査実施及び通知		平成 30 年 9 月 5 日（水）
技術提案書	質問受付期限	平成 30 年 9 月 14 日（金）
	質問回答	平成 30 年 9 月 19 日（水）
	提出期限	平成 30 年 10 月 12 日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング		平成 30 年 12 月 3 日（月）

## 5 技術提案書の審査と評価

審査にあたっては、提出を要請した技術提案書とヒアリングを基に評価を行い、審査の手順は次のとおりとしました。

- (1) 各評価項目に対し、委員ごとに評価（ランク付け）を行う。
- (2) ランクに対応する得点を付け、提案者ごとに各委員の得点を集計し、その結果、各委員の得点総合計の平均点（満点 200 点）が最も高い提案者を請負候補者、2 番目を次点者とする。

## 6 参加表明及び技術提案提出者（参加表明順）

- 1 番 株式会社宮本工業所（整理記号：A）
- 2 番 富士建設工業株式会社（整理記号：B）

## 7 審査結果

審査の結果、最高得点者である富士建設工業株式会社を請負候補者として選定しました。次点者として、株式会社宮本工業所を選定しました。

提案者（参加表明順）	得点（満点 200 点）	審査結果
株式会社宮本工業所	141.44 点	次点者
富士建設工業株式会社	173.14 点	請負候補者

## 8 総 評

両社が提出した技術提案書等の審査委員による評価は以下のとおりである。

- (1) 提案者の実績については、全国で 1、2 を争う実績の多い 2 社であり、中部地方においても実績が多いことが高く評価された。
- (2) 火葬炉関連設備の構成、火葬炉の安全対策、火葬炉設備稼働による環境対策、火葬炉業務員の作業効率及び作業負担軽減等の労働安全衛生への対策と配慮については、両社とも要求水準書の記載事項を十分に理解し満足する内容であり、さらにこれまでの豊富な経験を反映し、新たな提案を多く盛り込んだ点が非常に高く評価された。
- (3) 設備及び運営コスト縮減対策、供用開始後のアフターサービス体制、当該事業への実施体制は、本事業の最重要評価項目であり、これも両社とも豊富な経験を生かした新たな提案が随所に見られ、十分に評価され、今後の施設運営の参考となる資料となった。

以上のように、各評価項目について両社とも遜色のない技術提案であり、その差異はわずかであったと思う。

今後、選定事業者は、提案した内容について確実に実行していただくことは当然であり、その上で以下の事項に十分に配慮した建設工事を実施するよう審査委員会として要望する。

- 火葬施設整備事業においては、建築設備の豪華さや美しさが注目を集めるが、その施設の機能は火葬炉設備の性能発揮で達成できるものである。したがって、本事業の目的、要求水準を具体化させることはもちろん、より一層の性能を将来まで長期にわたり安心・安定して達成できる火葬炉設備を構築すること。
- 火葬施設を訪れる住民は、その多くが近親者等を亡くした遺族であり、特別な精神状況にある。その点で火葬炉設備の稼働が安定していることが重要であり、どのような状況にあっても黒煙や臭気による不快な感情を決して与えないような火葬炉設備を設置するよう努めること。
- 火葬炉設備の稼働を順調に行うためには、火葬炉業務員の労働安全衛生への配慮が不可欠であり、作業室内の粉じん、臭気、騒音、温度等が適正な状況を維持できるよう、機器装置等や室内仕上げを選定すること。
- 本事業において設備・運営コスト縮減及びアフターサービスの充実は大命題である。選定事業者は、提案を再確認した上で、誠意ある対応を検討され、設備・運営コスト縮減及びアフターサービスの充実について本組合と協議すること。